

入国前ガイド②

法令・労働条件



- 難民認定

難民認定申請は、本国政府等による迫害から逃れて来日した難民が、日本に保護を求めるために行う申請です。本国政府等による支援を受けて来日した技能実習生は難民ではないですし、これまでに、ベトナムからの技能実習が日本で難民として認められたケースはありません。

悪質なブローカーが、「難民認定申請をして6か月すると働けるようになる」とそそのかしているという話があります。しかし、2018年1月に難民認定制度の運用は見直され、今では、本当の難民でない人が難民認定をしても、働くことも滞在することも許可されず、退去強制手続を執られる場合もあり得ます。誰でも難民認定申請をしさえすれば働く許可ももらえるかのような誤った話をする悪質なブローカーには騙されないようにしてください。

- 在留資格の取消し事由

在留資格の取消しとは、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度です。

【不法就労について】

不法就労は法律で禁止されており、外国人が不法就労をすると退去強制等に処せられることがあります。

不法就労の例 不法就労をすると、在留資格の取り消しになります

① 正規の在留資格を持たない不法滞在者が行う収入を伴う活動

- ・ 密入国等日本に不法に入国して働く
- ・ 在留期間を超えて不法に残留したりする等オーバーステイの人が働く場合

② 就労の在留資格を持たない外国人が働くこと

- ・ 観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
- ・ 留学生が許可を受けずにアルバイトをする

③ 入国管理局から認められた在留資格の範囲を超えて働くケース

- ・ 技能実習生が、実習以外のアルバイトをすること

➤ アルバイト、副業

技能実習生は、技能実習に専念する必要があるため、アルバイトをしてはいけません。インターネットを使って物を売ったりすることもいけません。

- 在留資格取り消しになったら

技能実習を辞めて帰国しないといけなくなります。

このような形で帰国すると、将来また日本に来たいと思っても、在留資格が取れず日本に来られない場合があります。

➤ 失踪の手助け

不法就労を助長させることも法令違反です。よって、失踪する人の手助けをしたりすると、国外退去などの処分を受けることがあります。

➤ 在留カードの偽造

偽造カードを作ったり使うことも法令違反になります。在留カードを法務省の HP では在留カードの番号照会ができます。

<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

自主出国

退去強制（強制送還）「行政処分」の 1 つで、外国人を強制的に国外に退去させる「行政罰」を言います。

● 失踪

インターネットや SNS、カフェ等で「失踪して他の会社で働けばもっとお金が稼げる」などと、技能実習生を不法就労に誘う悪質なブローカーがいます。しかし、実際は労働条件が良くなるわけでもないですし、在留期限が過ぎたら時給を最低賃金以下に下げられる等、技能実習の時よりも労働条件が悪くなる場合が多いです。

また、失踪して他で働くことは不法就労に該当するため、退去強制手続を執られる場合があります。法律違反となれば、病気やケガをした場合にも保険が使えませんし、警察や入管の取り調べを受ける対象となるなど、自分自身が非常に不利な立場に置かれます。帰国後に、また日本で働きたいと思って在留資格の取得申請をしても、過去の違反が理由で許可が下りないことも多いです。つまり失踪しても何もいいことはありません。

ですので失踪の誘いには絶対応じないでください。

1. 給与について

日本での給与計算のルールはかなり複雑で、日本人であっても計算方法をきちんと理解している人は少ないです。まずは給与のルールについて理解してみましょう。

給与についてわからないことがあったら会社に質問してみましょう。技能実習生が法令違反と思っていることでも、実は法令違反ではないこともあります。

● 給与明細の見方

給与からは、基本給などの支給額と、社会保険料・家賃などの控除額があり、差し引きされた額を受け取ることになります。

給与明細										
会社名						2000年1月分				
所属コード		社員No.		氏名		差引支給額				
						140,053				
勤怠	勤務日数	勤務時間	時間帯勤務時間			有給	公休	欠勤	遅刻・早退	
			普通	深夜	休日				日数	時間
支給額	基本給		資格手当		家族手当		住宅手当		通勤手当	
	200,000								5,000	
	時間外手当								支給額合計	
						205,000				
控除額	健康保険		介護保険		厚生年金		雇用保険			
	9,910				18,182		615			
	住民税		所得税		DC掛金		通勤手当			
		3,740		27,500		5,000				控除額合計
						64,947				

【給与の支給額】

➤ 基本給

◇ 月給の場合：基本給（毎月定額）

◇ 時給の場合：時給額×労働時間

例 時給 900 円で月 160 時間働いたとき

900（円）×160（時間）＝基本給 144,000 円 になります。

時間外労働

